

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：平成 26 年 4 月 13 日（日） 11:00～

場 所：官邸 4 階大会議室

議 題：熊本県における鳥インフルエンザの発生について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成26年4月13日
農 林 水 産 省

熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例
のこれまでの対応状況（4月13日 9時現在）

- 1 昨日午後、熊本県の肉用鶏農場において、死亡羽数が1鶏舎で約200羽（通常農場全体で約20羽）に増加したことから、管理獣医師が簡易検査を行ったところ、陽性と判明。
- 2 昨夜、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、改めて簡易検査を行ったところ、死亡鶏5羽中5羽で陽性と判明。
- 3 引き続き、遺伝子検査を実施した結果、今朝、H5亜型陽性と判明（疑似患畜と判定）。
- 4 また、当該農場の飼養者は別農場の飼養も行っていることが判明（別農場の家畜も疑似患畜と判定）。
- 5 なお、当該発生疑い農場及び飼養者が同一の別農場については、熊本県が昨夜の段階で移動制限を指示済み。

【農場概要】

- ① 農場所在：熊本県^{くま}球磨郡^{たらぎまち}多良木町
飼養形態：肉用鶏 約5万6千羽 鶏舎：5棟
※ 周辺3km圏内の農場の飼養羽数：計3戸約3万5千羽
- ② 農場所在：熊本県^{くま}球磨郡^{さがらむら}相良村
飼養形態：肉用鶏 約5万6千羽 鶏舎：5棟
※ 周辺3km圏内の農場の飼養羽数：計2戸約8千羽

平成26年4月13日
農林水産省

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該2農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
- 6 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7 疫学調査チームの派遣。
- 8 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。